

川越市附属機関等の委員の公募に関する実施基準

(趣旨)

第1条 この実施基準は、川越市附属機関及び懇談会等の設置、運営等に関する指針（平成26年6月24日決裁。以下この条において「指針」という。）

第4条第1項第2号の規定に基づき、附属機関（指針第2条第1項に定める附属機関をいう。）及び懇談会等（指針第2条第2項に定める懇談会等をいう。）（以下「附属機関等」という。）の委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の基準)

第2条 附属機関等の委員の一部は、公募により選任するよう努めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) プライバシーの保護、秘密の確保が必要な場合
- (3) 委員の要件に特殊な資格・免許が必要な場合
- (4) 附属機関等の設置目的、審議事項等に照らして公募が不適当と認められる場合

2 公募を行う場合にあっては、公募委員の割合が選任した委員数の30%以上となるよう努めるものとする。

3 公募を行った場合において、公募により選任した委員数が必要数を満たさなかった場合は、他の方法により委員を選任することができるものとする。

(応募の資格)

第3条 公募に対して応募できる者は、原則として次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。ただし、附属機関等の設置目的、審議事項等に照らして適さない場合は、この限りでない。

- (1) 川越市内に在住、在勤又は在学すること。
- (2) 任期開始日において年齢が満18歳以上であること。
- (3) 本市の他の附属機関等の委員となっていないこと。
- (4) その他必要と認める要件

(募集案内及び方法)

第4条 委員の公募に関する市民への周知は、会議開催日のおおむね3箇月前

までに広報川越、市のホームページ等により行うこととし、1箇月程度の募集期間を設けることとする。

2 前項の規定により周知する項目は次のとおりとする。

- (1) 附属機関等の名称及び目的
- (2) 公募する人数
- (3) 応募資格
- (4) 応募方法及び募集期間
- (5) 選任の時期及び任期
- (6) 選考方法

(公募委員の選考方法)

第5条 公募による委員の選考は、原則として、担当部（部相当の組織を含む）に選考会議を設置し、次の方法の全部又は一部を用いて、公平、公正に行うものとする。

- (1) 小論文（作文）による審査
- (2) 面接審査
- (3) 申込書等の書類による審査
- (4) 抽選
- (5) その他必要と認める方法

2 附属機関等の担当部の長は、選考に関してあらかじめ要領等を定めるものとする。

(選考結果の通知)

第6条 採用の可否については、選考会議が応募者全員に速やかに通知するものとする。

附 則（平成17年4月18日決裁）

- 1 この実施基準は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 委員の公募のための手続その他必要な準備行為は、この実施基準の施行前においても行うことができる

附 則（平成23年10月28日決裁）

この実施基準は、平成23年10月28日から施行する。

附 則（平成26年6月24日決裁）

この実施基準は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 1 0 日決裁）

この実施基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。